

県営処分場「エコグリーンとちぎ」に係る環境保全協定

栃木県（以下「県」という。）と那珂川町（以下「町」という。）とは、県が那須郡那珂川町和見及び小口地内に設置する管理型産業廃棄物最終処分場（以下「県営処分場」という。）「エコグリーンとちぎ」の建設及び運営・維持管理並びに同町小口字北沢地区に不法投棄された廃棄物の撤去（以下「県営処分場事業」という。）に関し、次のとおり県営処分場「エコグリーンとちぎ」に係る環境保全協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県営処分場事業に関して必要な事項を定めることにより、地域住民の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

（基本的事項）

第2条 県は、廃棄物を適正に処理し、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等を防止するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及び栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）等の環境関連法令を遵守する。

2 町は、県営処分場事業に関し、地域住民への連絡調整、情報提供等に積極的に協力する。

（搬入日及び搬入時間）

第3条 廃棄物の搬入日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日を除く。

- (1) 那須郡那珂川町小口字北沢地区に不法投棄された廃棄物の撤去が完了する日まで 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から31日までの日

(2) 那須郡那珂川町小口字北沢地区に不法投棄された廃棄物の撤去が完了した日の翌日以降 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から31日までの日

2 前項の各日における廃棄物の搬入時間は、原則として、8時30分から16時30分までとする。

(埋立期間)

第4条 廃棄物の埋立てを行う期間（以下「埋立期間」という。）は、埋立開始の日から起算して12年間とする。

2 県は、埋立てを終了するときは、あらかじめその旨を町に報告する。

(受入廃棄物)

第5条 受け入れる廃棄物の種類は、別表1のとおりとする。

2 受け入れる廃棄物は、栃木県内で排出される産業廃棄物（中間処理施設から排出されるものを含む。）を基本とする。

(搬入管理等)

第6条 県は、県営処分場における廃棄物の搬入管理として、搬入審査を行った上で廃棄物を受け入れる。

2 県は、県営処分場における廃棄物の埋立管理として、一定の埋立方法により埋立てを行い、作業記録を作成する。

3 第1項の搬入管理及び前項の埋立管理に関し必要な事項は、別に定める。

(環境保全対策)

第7条 県は、平成27(2015)年5月に策定した環境影響評価書に基づき環境の保全に関する措置を実施する。

2 県は、平成29(2017)年3月に策定した環境保全計画を基本に別表2のとおり環境調査を実施し、その結果を町に報告する。

3 県は、県営処分場周辺の環境美化活動に積極的に協力する。

(安全推進協議会)

第8条 県は、県営処分場の透明性の高い適正な管理・運営を行うため、地域住民、学識経験者、県、町等で構成する安全推進協議会を設置する。

2 町は、県の行う安全推進協議会の運営に積極的に協力する。

3 前2項に定めるもののほか、安全推進協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(情報公開)

第9条 県は、県営処分場事業について、県のホームページ等により積極的に広く情報公開を行う。

2 町は、県が公開した内容等について、町のホームページ等により地域住民に広報する。

(交通安全対策)

第10条 県は、次のとおり交通安全対策を講ずる。

(1) 廃棄物を運搬する者への交通安全指導を徹底すること。

(2) 廃棄物を運搬する車両の通行は、県営処分場周辺の通学等に十分配慮すること。

(3) 廃棄物を運搬する車両が、一定時間に集中しないよう、搬入時間を調整すること。

(4) 廃棄物を運搬する車両の通行経路は、災害等やむを得ない事情がある場合を除き、図1に示すとおりとすること。

(従事企業等への教育)

第11条 県は、県営処分場事業に従事する企業及び関連企業に対し、県営処分場事業が安全かつ適正に実施されるよう教育を行う。

(立入調査等)

第12条 町は、第1条に規定する目的を達成するため、定期的に、県に対し報告を求め、又は事前に県に連絡した上で、町の職員を県営処分場事業の実施場所に立ち入らせることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、町は、必要があると認める場合は、その都度、県に対し報告を求め、又は事前に県に連絡した上で、町の職員を県営処分場事業の実施場所に立ち入らせることができる。
- 3 県は、前2項に規定する報告及び立入調査に協力する。

(事故等発生時の措置)

- 第13条** 県は、地域住民の安全の確保及び生活環境の保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事故等が発生した場合には、直ちに廃棄物の搬入又は不法投棄された廃棄物の撤去を停止し、適切な措置を講ずるとともに、当該事故等の状況を町に報告する。
- 2 県は、前項に規定する事故等の原因を究明し、再発防止策を講じた上で、対応結果を町に報告する。その後、廃棄物の搬入又は不法投棄された廃棄物の撤去を再開する。

(埋立終了後の管理)

- 第14条** 県は、埋立終了後、県営処分場が廃止されるまでの間、適正に維持管理する。

(苦情処理)

- 第15条** 県及び町は、県営処分場事業に関して苦情を受けたときは、連携して迅速に対応する。

(被害対応)

- 第16条** 県は、県営処分場事業に関して地域住民に被害が生じた場合は、県と町とが平成20(2008)年2月に締結した基本協定により、誠意をもって対応する。

(信義則)

- 第17条** 県及び町は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行する。

(疑義等)

第 18 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、県と町とが協議して定める。

2 県及び町は、この協定に定める事項を変更しようとする場合は、あらかじめ相手方と協議した上で、変更協定を締結する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、県及び町が署名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 30(2018)年 10 月 1 日

栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 2 0 号

栃 木 県

知 事 福 田 富 一

栃木県那須郡那珂川町馬頭 5 5 5 番地

那 珂 川 町

町 長 福 島 泰 夫

別表 1 (第 5 条関係) 受入廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、廃棄物を処分するために処理したもの (政令第 2 条第 13 号廃棄物)
--

別表 2 (第 7 条関係) 環境調査

1 大気質、水質、土壌、騒音・振動及び悪臭

環境項目	時期	地点		内容	回数	項目
大気質	工事中	事業区域西側民家付近 事業区域東側民家付近 特別養護老人ホーム付近		粉じん	年 2 回	降下ばいじん
	県営処分場 供用後 ～埋立終了	埋立地内及び埋立地周辺 (各 5 か所)		空間放射線	週 1 回	空間放射線量率
	埋立終了後 ～廃止				月 1 回	
水質	工事中	備中沢及び小口川 (各 1 か所)		河川水質	年 2 回 (降雨時)	浮遊物質量
	県営処分場 供用後 ～廃止	備中沢及び小口川 (各 1 か所)		河川水質	年 1 回	健康項目 (27 項目) ※ 1 生活環境項目 (5 項目) ※ 4 電気伝導率 塩化物イオン ダイオキシン類 放射性物質濃度
				河川底質	年 1 回	底質項目 (26 項目) ※ 7 ダイオキシン類
		地下水モニタリング井戸	地下水集水 ピット (1 か所)	地下水水質	常時	水素イオン濃度 電気伝導率
					月 1 回	塩化物イオン 放射性物質濃度
			年 4 回	健康項目 (28 項目) ※ 2 ダイオキシン類		

環境項目	時期	地点		内容	回数	項目	
水質	県営処分場 供用後 ～廃止	地下水モニタリング井戸	地下水観測井戸 (4か所)	地下水水質 及び 地下水位	月1回	水素イオン濃度 電気伝導率 塩化物イオン 放射性物質濃度	
					年4回	健康項目(28項目)※2 ダイオキシン類 地下水位	
			年1回		健康項目(28項目)※2 ダイオキシン類 地下水位		
		浸出水及び処理水	浸出水処理施設 入口及び浸出水 処理施設出口 (各1か所)		浸出水 及び 処理水水質	常時	水素イオン濃度 電気伝導率
						週1回	塩化物イオン
						月1回	生活環境項目(4項目) ※5 放射性物質濃度
年2回	生活環境項目(8項目)※6 健康項目(29項目)※3 ダイオキシン類						
土壌	県営処分場 供用後 ～埋立終了	事業区域西側民家付近 事業区域東側民家付近 特別養護老人ホーム付近	土壌	年1回		土壌環境基準項目(26項目)※8 ダイオキシン類	
騒音・振動	工事中 ～埋立終了	事業区域西側民家付近 事業区域東側民家付近 特別養護老人ホーム付近	環境騒音 環境振動	年1回		環境騒音レベル 環境振動レベル	
		特別養護老人ホーム前の 道路沿道	道路交通 騒音 道路交通 振動	年1回	道路交通騒音レベル 道路交通振動レベル		
悪臭	県営処分場 供用後 ～埋立終了	事業区域西側民家付近 事業区域東側民家付近 特別養護老人ホーム付近	悪臭	年1回	臭気指数		

・※項目の詳細は、水質別表及び土壌別表に示す。

・供用前と供用後の比較が必要な項目については、供用前に1回測定を実施する。

2 植物及び動物

環境項目	時期	範囲	対象	回数	内容
植物 (生態系を含む。)	工事实施前	改変区域内	植物	—	移植のための貴重種の生育状況
	工事中	改変区域内	植物	—	貴重種が確認された場合、改変区域外に移植
		里山保全エリア	植物	年1回	貴重種を中心とした植物相
	移植後	移植地点	植物	移植後3年間、年1回	移植対象種の生育状況及び生育環境
	県営処分場 供用後 ～埋立終了	里山保全エリア	植物	調査実施年※ 毎に年1回	貴重種を中心とした植物相
動物 (生態系を含む。)	工事实施前	改変区域内の水辺 (備中沢の支川、 ため池)	魚類、 昆虫類等	—	移植のための貴重種の生息状況
		事業区域周辺	猛禽類	2～8月に 月1～2回	生息及び繁殖状況
	工事中	改変区域内の水辺 (備中沢の支川)	魚類、 昆虫類等	—	貴重種が確認された場合、改変区域外に移植
		里山保全エリア	指標動物	年1回	生息状況
		事業区域周辺	猛禽類	2～8月に 月1～2回	生息及び繁殖状況
		工事用道路	哺乳類、 鳥類	毎日	ロードキルの状況
	移植後	移植地点	魚類、 昆虫類等	移植後3年間、年1回	移植対象種の生息状況

環境項目	時期	範囲	対象	回数	内容
動物 (生態系を含む)	県営処分場 供用後 ～埋立終了	備中沢 (移殖地点の上下流)	魚類、 昆虫類等	調査実施年※ 毎に年1回	移殖した貴重種を中心と した生息状況
		新たに整備する水辺	鳥類、 魚類、 昆虫類等	調査実施年※ 毎に年1回	移殖した貴重種を含む生 息状況
		里山保全エリア	指標動物	調査実施年※ 毎に年1回	生息状況
		事業区域周辺	猛禽類	供用後3年 間、2～8月 に月1～2回	生息及び繁殖状況
		場内道路	哺乳類、 鳥類	毎日	ロードキルの状況

※調査実施年：県営処分場供用後1年、3年、6年、以降3年ごと

水質別表

(1) 健康項目 ※1～3

項目	河川水質 健康項目 (27項目)※1	地下水水質 健康項目 (28項目)※2	浸出水及び処理水 健康項目 (29項目)※3
カドミウム	○	○	○
全シアン	○	○	○
鉛	○	○	○
六価クロム	○	○	○
砒素	○	○	○
総水銀	○	○	○
アルキル水銀	○	○	○
P C B	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○
四塩化炭素	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	○		○
1,2-ジクロロエチレン		○	○
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○

項目	河川水質 健康項目 (27項目) ※1	地下水水質 健康項目 (28項目) ※2	浸出水及び処理水 健康項目 (29項目) ※3
トリクロロエチレン	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○
チウラム	○	○	○
シマジン	○	○	○
チオベンカルブ	○	○	○
ベンゼン	○	○	○
セレン	○	○	○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	○	○
ふっ素	○	○	○
ほう素	○	○	○
1,4-ジオキサン	○	○	○
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)		○	○

(2) 生活環境項目 ※4～6

項目	河川水 生活環境項目 (5項目) ※4	浸出水及び処理水 生活環境項目	
		(4項目) ※5	(8項目) ※6
水素イオン濃度	○		
生物化学的酸素要求量	○	○	
浮遊物質	○	○	
溶存酸素量	○	○	
大腸菌群数	○	○	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量			○
フェノール類			○
銅含有量			○
亜鉛含有量			○
溶解性鉄含有量			○
溶解性マンガン含有量			○
クロム含有量			○
窒素含有量			○

(3) 底質項目(26項目)※7

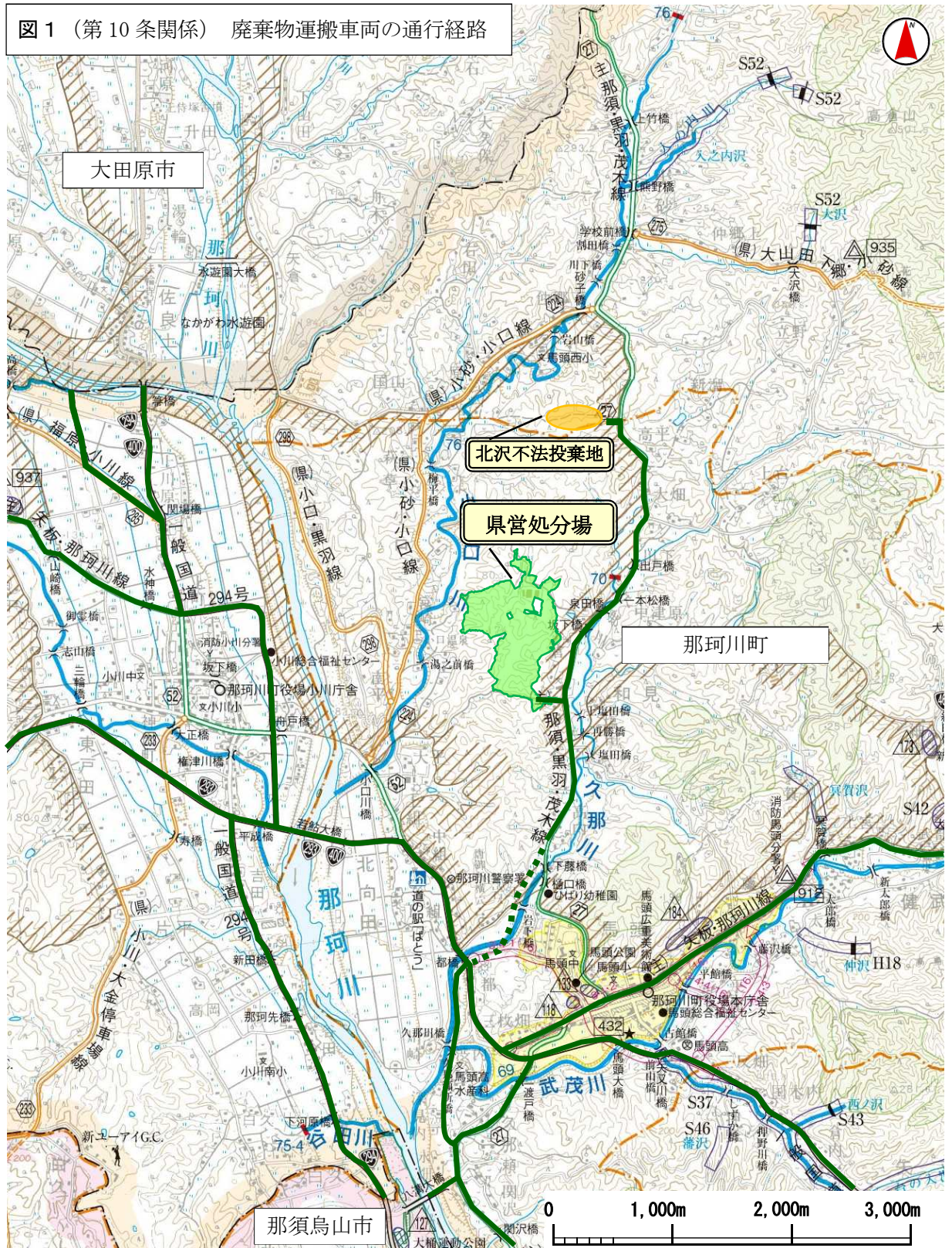
項目	
泥温	鉄
色度	マンガン
臭気	総クロム
外観	酸溶出クロム
水素イオン濃度	六価クロム
乾燥減量	砒素
強熱減量	シアン化合物
総水銀	P C B
アルキル水銀	ヘキサクロロシクロヘキサン
カドミウム	硫化物
鉛	全窒素
銅	全リン
亜鉛	過マンガン酸カリウムによる酸素消費量

土壌別表

土壌環境基準項目(26項目)※8

項目	
カドミウム	シス-1,2-ジクロロエチレン
全シアン	1,1,1-トリクロロエタン
有機燐	1,1,2-トリクロロエタン
鉛	トリクロロエチレン
六価クロム	テトラクロロエチレン
砒素	1,3-ジクロロプロペン
総水銀	チウラム
アルキル水銀	シマジン
P C B	チオベンカルブ
ジクロロメタン	ベンゼン
四塩化炭素	セレン
1,2-ジクロロエタン	ふっ素
1,1-ジクロロエチレン	ほう素

図1 (第10条関係) 廃棄物運搬車両の通行経路



- 廃棄物運搬車両の通行経路
- - - - 廃棄物運搬車両の通行経路 (整備中)

搬入管理及び埋立管理に関する定め

平成30（2018）年10月1日

県営処分場「エコグリーンとちぎ」に係る環境保全協定（平成30（2018）年10月1日締結）第6条第3項に規定する搬入管理及び埋立管理は、次のとおりとする。

1 搬入管理

(1) 廃棄物の搬入基準

- ア 水や他の廃棄物と反応して引火、発火又は発熱するおそれのあるものでないこと。
- イ 火気を帯びていないこと。
- ウ 放射能濃度が4,000ベクレル毎キログラム（以下「管理基準」という。）以下であること。
- エ 上記のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条第1項第3号の規定に適合すること。

(2) 搬入審査

ア 事前審査

廃棄物の受入れに当たっては、排出事業者には性状や排出工程等を確認するとともに、当該廃棄物のサンプルを入手する。また、廃棄物の種類に応じ溶出試験結果等を確認し、搬入基準に適合している廃棄物のみ受入れを行う。

イ 受付審査

廃棄物の受付を行う際には、書類審査、計量、目視検査を行う。

また、搬入車両ごとに放射能濃度が管理基準以下であることを確認する。

ウ 展開検査

埋立地内の荷下ろし地点において、不適物や契約外廃棄物の混入がないことを目視により確認する。

また、必要に応じ抜取検査を行い、搬入基準に適合していることを確認する。

エ 是正措置

アからウまでの検査において適合しなかった廃棄物は、受入れを拒否し、排出事業者はその旨を通告する。その場合は、排出事業者が是正措置を講じ、改善が確認できるまでは受入れを行わない。

(3) 結果記録

搬入審査の実施結果について、次の項目を記録する。

- ア 廃棄物の種類
- イ 廃棄物量
- ウ 放射能濃度

2 埋立管理

埋立てを行う廃棄物は、次のとおり管理する。

(1) 埋立方法

埋立地における廃棄物の埋立ては、次の方法により行う。

- ア 埋立地をブロックに分け、ブロック毎に廃棄物を埋め立てる。
- イ 廃棄物は、原則として混合し、均一化を図る。
- ウ 混合した廃棄物を所定のブロックに運び、転圧作業を行う。
- エ 埋め立てた廃棄物の安定化を図るための散水は、ブロック毎に行う。
- オ 最終覆土は、給水設備・キャッピング設備を設置した後に、厚さ 100cm の土砂で行う。
- カ 埋立容量確認のための測量は、6ヶ月に1回実施する。

(2) 作業記録

埋立作業の実施にあたっては、次の項目を記録する。

- ア 廃棄物の種類
- イ 廃棄物量
- ウ 埋立場所

3 その他

本書に定める内容を変更しようとする場合は、あらかじめ町と協議した上で、変更協定を締結する。